

## 1. 申請要件について

### Q 1. 給付金の対象者を教えてください。

#### A 1. 次の要件を満たしていること。

(1) 市内に事業所、店舗を構える事業者であること。

- ・ 法人の場合、新居浜市に本店を有していること。
- ・ 個人事業主の場合、新居浜市に住民登録を有していること。

(2) 令和2年4月13日時点で、市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から9月までのうち、いずれかの月(選択した対象月)の事業収入(売上)が前年同月比で50%以上減少していること。

(4) 令和元年の事業収入が120万円以上であること。

(5) 下記の補助金を受けていないこと。

- ・ 新居浜市中小企業者等支援事業補助金
- ・ 新居浜市宿泊業者支援事業補助金
- ・ 新居浜市タクシー事業者応援給付金

(6) 市税等の滞納がないこと。

ただし、下記のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- (2) 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 大企業(みなし大企業を含む)
- (6) 暴力団等に関与している事業者

### Q 2. 対象業種を教えてください。

#### A 2. 全業種が対象となります。

※日本産業分類表における全業種

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業、その他の業種

Q 3. NPO法人や医療法人も対象となりますか。

A 3. 資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等が対象となります。

医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

Q 4. 市内に住所を有する個人事業主ですが、市外に店舗や事業所がある場合対象となりますか。

A 4. 別途ご相談ください。

Q 5. 市外に住所を有する個人事業主ですが、市内に店舗や事業所がある場合対象となりますか。

A 5. 新居浜市に住民登録をしている個人事業主の方が対象となるため、対象外となります。

Q 6. 事業収入（売上）とは何ですか。

A 6. 確定申告書類において事業収入として計上するものです。（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません）なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。

※フリーランスの方で、収入を税務上、雑所得や給与所得の収入として計上されている方は、別途ご相談ください。

Q 7. 事業収入（売上）減少率の算出方法について教えてください。

A 7. 令和2年4月～9月までのうち、いずれかの月（選択した対象月）の事業収入（売上）が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象となります。

「①法人や個人事業主（青色申告）の方」と、

「②個人事業主（青色申告で所得税青色申告決算書がない、白色申告）」の方で、前年の事業収入（売上）の計算方法が異なりますので、ご注意ください。

#### 【計算式】

事業収入（売上）減少率  $\{(B - A) / B \times 100\} = \underline{\hspace{2cm}} \% (\geq 50\%)$

#### ①法人、個人事業主（青色申告あり）の場合

|       |      | 2019年(令和元年) |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |  |
|-------|------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| 月     | 1月   | 2月          | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  |  |
| 事業収入額 | 50万円 | 30万円        | 40万円 | 50万円 | 30万円 | 40万円 | 50万円 | 40万円 | 30万円 | 40万円 | 50万円 | 50万円 |  |
|       |      | 2020年(令和2年) |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |  |
| 月     | 1月   | 2月          | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  |  |
| 事業収入額 | 40万円 | 30万円        | 20万円 | 20万円 |      |      |      |      |      |      |      |      |  |

※事業収入（売上）減少率の算出例（4月の事業収入が50%以上減少した場合）

令和2年4月の事業収入額（売上）：20万円 … A

令和元年4月の事業収入額（売上）：50万円 … B

減少率 =  $(50万円(B) - 20万円(A)) / 50万円(B) \times 100 = 60\%$

## ②個人事業主（青色申告で所得税青色申告決算書がない、白色申告）の場合

※社会福祉法人：事業活動収支決算書、公益財団法人、公益社団法人：正味財産増減計算書も含みます。

| 2019年(令和元年) |                       |      |      |      |    |    |    |    |    |     |     |     |
|-------------|-----------------------|------|------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 月           | 1月                    | 2月   | 3月   | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 事業収入額       | 300万円（月平均の事業収入額：25万円） |      |      |      |    |    |    |    |    |     |     |     |
| 2020年（令和2年） |                       |      |      |      |    |    |    |    |    |     |     |     |
| 月           | 1月                    | 2月   | 3月   | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 事業収入額       | 40万円                  | 30万円 | 20万円 | 10万円 |    |    |    |    |    |     |     |     |

※事業収入（売上）減少率の算出例（4月の事業収入が50%以上減少した場合）

令和2年4月の事業収入額（売上）：10万円 … A

令和元年の月平均の事業収入額（売上）

= 年間事業収入額300万円 / 12か月 = 25万円 … B

減少率 = (25万円 (B) - 10万円 (A)) / 25万円 (B) × 100 = 60%

**Q 8. 創業から1年1か月未満で前年と比較できない場合は対象となりますか。**

A 8. 申請日時点において、創業から1年1か月未満での事業者（ただし、法人設立日若しくは開業日が令和2年4月13日以前の方）については、次の要件を満たした場合、対象とします。

**【別途、事業収入（売上）減少比較表の提出が必要となります】**

（創業者特例）

○感染症の影響により、令和2年4月～9月のいずれかの月（選択した対象月）の事業収入（売上）が次のいずれかの事業収入（売上）より50%以上減少していること。

**申請日時点において、創業から1年1か月未満の方**

ア. 選択した対象月を含む直近3カ月の平均事業収入（売上）

イ. 令和元年12月の事業収入（売上）

ウ. 令和元年10月～12月の平均事業収入（売上）

さらに、「令和元年の事業収入（売上）が120万円以上あること」の要件については、免除となります。

**Q 9. 令和2年4月14日以降に創業した場合は対象になりますか。**

A 9. 令和2年4月13日時点で、市内で事業を営んでいる方が対象となりますので、4月14日以降に創業された方は対象外となります。

ただし、中小企業の方で、創業に係る融資を受ける場合には、創業支援補助金の対象となる可能性がありますので、別途お問い合わせください。

**Q 1 0. 事業拡大等により、前年との比較が適当でない場合は対象となりますか。**

**A 1 0. 次の要件を満たした場合、対象とします。**

○上記の創業者特例と同様、選択した対象月がア、イ、ウのいずれかの事業収入（売上）より50%以上減少していること。

○令和元年の事業収入（売上）が120万円以上であること。

**Q 1 1. 複数の業種や店舗を運営している場合、業種や店舗数に応じて給付金が支給されますか。**

**A 1 1. 申請は、法人または個人事業者単位で認められるため、業種や店舗などが個々に申請することはできません。また、事業収入（売上）の算出方法については、すべての事業を合算した事業収入（売上）での申請となります。**

## 2. 給付金について

**Q 1 2. 給付金額はいくらですか。**

**A 1 2. 1事業者あたり、10万円となります。（1回限りの申請となります。）**

**Q 1 3. 国の持続化給付金や愛媛県の協力金等の申請をしている場合は対象になりますか。**

**A 1 3. 対象になります。**

※ただし、市の「新居浜市中小企業者等支援事業補助金」、「新居浜市宿泊業者支援事業補助金」、「新居浜市タクシー事業者応援給付金」の支給を受けている場合は対象外となります。

**Q 1 4. 給付金は課税対象となりますか。**

**A 1 4. 税務上、給付金については所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に算入されるものですが、収入の減少や各種経費の支払いなどによって、支援金の支給額を含めてもなお、赤字となる場合については、課税所得は生じないこととなります。**

詳しくは、税務署にお問い合わせください。

### 3. 申請方法について

Q 1 5. 申請する際の必要書類はどのようなものですか。

A 1 5. 申請書類は次のとおりです。

国の持続化給付金の支給決定を受けている場合は、申請が簡素化されます。

#### 【持続化給付金の支給決定を受けている場合】

- ア. 新居浜市中小企業者等応援給付金交付申請書（第1号様式）
- イ. 令和元年分の確定申告書（收受日付印が押されているもの）の控えの写し
- ウ. 「持続化給付金の振込みのお知らせ」の写し

#### 【持続化給付金の支給決定を受けていない場合】

##### （1）法人の場合

- ア. 新居浜市中小企業者等応援給付金交付申請書（第1号様式）
- イ. 令和元年分の確定申告書（收受日付印が押されているもの） 及び  
法人事業概況説明書の控え（両面）の写し
- ウ. 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳の写し等）
- エ. 振込先が確認できるもの（通帳のオモテ面及び通帳を開いた1, 2ページの両方の写し）

##### （2）個人事業主の場合

- ア. 新居浜市中小企業者等応援給付金交付申請書（第1号様式）
- イ. 令和元年分の確定申告書（收受日付印が押されているもの）の控えの写し  
【青色申告の場合のみ追加資料】  
所得税青色申告決算書の控えの写し
- ウ. 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳の写し等）
- エ. 振込先が確認できるもの（通帳のオモテ面及び通帳を開いた1, 2ページの両方の写し）
- オ. 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※下記の要件に該当する方は、上記必要書類に加え、下記の書類を提出してください。

＜創業から1年1ヵ月未満の方のみ＞

- ・「法人設立届」または「開業届」の写し
- ・事業収入（売上）減少比較表

＜事業拡大等で前年との比較が適当でない方のみ＞

- ・事業拡大したことが確認できる書類
- ・事業収入（売上）減少比較表

Q 1 6. 令和元年分の確定申告書類の写しが手元にない場合はどうしたらよいですか。

A 1 6. 税務署にて、再発行して頂くか、

令和2年度（令和元年分）の市民税・県民税申告書の写しでも代用可能です。

**Q 1 7. 令和元年分の確定申告書に、收受日付印が押されていない場合はどうしたらよいですか。**

A 1 7.

【e-Tax で申告された方】

「受信通知」を提出してください。

【確定申告会場（イオンモール新居浜）で申告された方】

受付日時、受付番号が右上に印字されているため、收受日付印は必要ありません。

【青色申告会や税理士に依頼して申告された方】

「青色申告会の押印がある場合」または「税理士による署名押印がある場合」は、  
收受日付印は必要ありません。

【上記以外の方】

税務署が発行する納税証明書（その2）を提出してください。※写しでも可能

**Q 1 8. 個人事業主ですが、本人確認書類はどのようなものですか。**

A 1 8. 次のいずれかの書類を提出してください。

1. 運転免許証（両面）＜返納している場合は、運転経歴証明書で代用可＞
2. 個人番号カード（オモテ面のみ）
3. 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
4. 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書
5. 住民票の写し
6. 各種健康保険証（両面）の写し

※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請する住所と  
同一のものに限る。

**Q 1 9. 申請書はどこで手に入りますか。**

A 1 9. 市ホームページに掲載している様式をダウンロードしていただくか、  
申請書を郵送しますので、下記にお問い合わせください。

**Q 2 0. 申請期限はいつまでですか。**

A 2 0. 令和2年6月15日（月）～令和2年11月30日（月）（当日消印有効）とします。

**Q 2 1. 申請書類はどのように提出すればよいですか。**

A 2 1. 新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送による提出にご協力ください。  
申請書類は、下記に郵送してください。

申請先・お問合せ先

〒792-8585

新居浜市一宮町1-5-1

新居浜市役所 産業振興課内 【緊急経済対策グループ】 宛て

電話番号：0897-65-1584【直通】